

諮問番号：諮問第 244 号

答申番号：答申第 244 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

福岡市博多福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

家計がパンクしたから保護費を元にもどしてほしい。

#### 2 審査庁の主張の要旨

本件処分に係る生活保護費支給額の算定については、法令及び国からの通知等に則って適正に行われており、処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、本件処分に係る生活保護費支給額の算定が法令及び国からの通知等に則って適正に行われているか、という点にあるので、以下検討する。

処分庁は、審査請求人世帯に係る令和 5 年 4 月分の最低生活費を 107,765 円とし、この額は審査請求人世帯の状況に令和 5 年 4 月時点での生活保護法による保護の基準（昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号）を当てはめて算定したものとしているところ、その算定には誤りがないものと認められる。

次に、処分庁は、審査請求人世帯に係る令和 5 年 4 月分の収入認定額を 43,024 円とし、この額は、令和 5 年 4 月 1 日時点での審査請求人の老齢基礎年金、老齢厚生年金、年金生活者支援給付金及び企業年金に基づき、法令や国からの通知等に則して認定した

ものであることが認められる。

さらに、処分庁は、審査請求人世帯に係る令和5年4月分の保護費を64,741円とし、この額は審査請求人世帯の最低生活費から収入認定額を減じて算定したものであるところ、その算定には誤りがないものと認められる。

そして、処分庁は、審査請求人世帯の令和5年4月分の保護費である64,741円から返還金徴収金振替として10,000円及び介護保険料介護課渡として2,175円を差し引き、審査請求人への口座振込額を52,566円としており、その算定に誤りはないものであると認められる。

以上のとおり、本件処分に係る生活保護費支給額の算定については、法令及び国からの通知等に則って適正に行われており、違法又は不当な点は認められない。

その他、本件処分に違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和5年12月18日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和6年2月14日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

処分庁が行った令和5年4月分の審査請求人世帯の生活保護費支給額の算定については、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国の通知等に則って適正に行われており、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 岡 本 博 志

委員 牛 島 加 代

委員 小 山 雅千子